

令和7年12月

町民の皆様
事業者の皆様へ

草津町長 黒 岩 信 忠
(公印省略)

第9回 草津町くらし応援商品券事業の実施について（お知らせ）

草津町では、国において措置された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、各種食料品（お米などを含む。）や燃料などの各種物価高騰の影響を受けている町民の皆様の生活支援及び地域経済の活性化を目的として、「第9回 草津町くらし応援商品券（以下「応援商品券」という。）」を、申込方式により交付します。

つきましては、多くの町民の皆様にご活用いただきますよう、応援商品券の申込方法等及び取扱事業者の換金方法等の概要について、下記のとおりお知らせいたします。

※令和7年12月1日より実施中の「第8回草津町くらし応援商品券」事業との実施期間及び使用期限の違いなどにご注意願います。

記

1 応援商品券の概要

- (1)事業名：令和7年度 第9回 草津町くらし応援商品券事業（国庫補助）
- (2)実施主体：草津町（担当課：住民課）
- (3)対象者：令和7年12月1日現在（基準日）において、草津町の住民基本台帳に登録されている町民並びに基準日の翌日以降に転入（届出日を基準とする。）及び出生した町民で、令和8年1月15日まで引き続き本町住民基本台帳に登録されている町民。ただし、申込時点で既に転出（届出日又は転出確定日のいずれかの遅い日を基準とする。）又は死亡等により本町住民基本台帳に登録されていない者は対象外とします。
- (4)交付内容：対象者一人当たり1万円分の応援商品券を申込方式により交付します。
- (5)交付可能数：町民一人当たり1セットとし、世帯単位での交付を原則とします。
(商品券の額面は1枚当たり1,000円、10枚で1セット)
- (6)取扱事業所：応援商品券の取扱いに賛同する町内各事業所等
(住民課及び草津町ホームページで確認できます。)
- (7)利用可能期間：令和8年1月5日から令和8年3月31日まで。
- (8)利用制限：他の商品券等換金性の高いもの、税金、保険料、公共料金（水道使用料等）の支払いには、利用できません。

2 応援商品券の申込方法等について（町民の方へ）

(1) 申込期間及び場所

① 令和8年1月5日(月)から令和8年1月13日(火)まで

草津町役場 2階 住民ホール内専用窓口 (役場会計課前)

② 令和8年1月14日(水)・15日(木)

草津町役場 1階 研修室

※令和8年1月16日以降は、住民課窓口にて随時交付。

※各日、土、日、祝日を除く、午前9時～正午まで及び午後1時～午後5時まで。

(2) 申込方法

基準日における住民基本台帳に基づき、住民課から各世帯に郵送する「第9回草津町くらし応援商品券申込書（様式第1号）」に必要事項を記入し、世帯主又は20歳以上の世帯員が草津町役場内申込場所へ提出してください。

この際、来庁した世帯員の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）の提示によりご本人様確認を行いますので、申込される方の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等。以下同じ。）を**必ずご持参ください。**

世帯員以外の代理人が申込する場合は、世帯主が申込書の「代理人委任欄」に必要事項を記入し、その委任された代理人が直接申込をして下さい。（交付の際、**代理人の本人確認を行います。**）

特別な事情（代理人がなく、かつ、病気などの理由による場合など）による郵送での申込（本人確認書類の添付必須）も可能です。郵送方式の場合は後日世帯主宛に簡易書留郵便にて送付します。

交付に当たっては、混雑が予想されることから、お待たせする時間を極力短縮するため、事前の申込書記入について、ご協力願います。

3 応援商品券の換金について（事業者の方へ）

(1) ご協力のお願い：基本的に前回までの草津町くらし応援商品券取扱事業者を対象としていますので、新規参加や変更がある場合は、ご連絡をいただきたく、ご協力をお願いします。

(2) 換金の手続き：取扱事業者への換金は、口座振込により行うので、取扱事業者は、草津町役場住民課窓口に、「草津町くらし応援商品券取扱明細票兼請求書（様式第3号）」及び「使用済応援商品券（裏面に取扱事業者を記入（ゴム印等押印可）」を提出して下さい。

※使用済応援商品券は、表紙から外した状態（バラ）での持ち込みをお願いします。

※住民課窓口に事業者用の書類を用意しますので、必要な方はお持ちください。

なお、申請書類は、草津町役場ホームページからもダウンロードできます。

(3) 換金受付期間：令和8年1月21日(水)～令和8年4月30日(木)までの期間中

午前9時～正午、午後1時～午後5時まで（土日祝日における閉庁日は除く。）